

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	森松工業 株式会社	岐阜県本巣市見延 1430-8	1-015811

2. 指名停止措置期間

令和3年3月8日 から 令和3年9月7日 まで 6か月

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

森松工業(株)の使用人が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事において、同市職員から便宜を受けた見返りに現金を手渡したとして、令和3年1月23日、贈賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第3号(2)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(贈賄) 3 次の(1)、(2)に掲げる者が茨城県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) (略) (2) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上9月以内